

津 市 公 報		第 1 4 5 号 平成 2 4 年 1 月 5 日
目 次		
津市条例		
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉政策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例		
津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例		
津市農林事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例		
津市農業共済条例の一部を改正する条例		
津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例		
津市規則		
三重短期大学事務分掌規則の一部を改正する規則		
東日本大震災に対処するための津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の特例に関する規則の一部を改正する規則		
津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則		
津市告示		
放置自転車等の撤去及び保管		
平成23年産水稻の共済金の支払額等の公表		
公示送達		
公示送達		
議決を経た予算の公表		
公示送達		
津市公告		
犬の抑留		
開発行為に関する工事の完了		
市有地（津市モーターボート競走場西駐車場）売却に係る一般競争入札の実施		
犬の抑留		
津市水道局告示		
津市水道局指定給水装置工事事業者の指定		
津市消防本部訓令		
津市消防表彰規程		
津市監査委員告示		
住民監査請求監査の結果の公表		
※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。		

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成 23 年 12 月 20 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 24 号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成 18 年津市条例第 47 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 第 2 号中「第 5 条第 12 項」を「第 5 条第 13 項」に、「同条第 6 項」を「同条第 7 項」に改める。

第 2 条 津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 第 2 号中「第 5 条第 13 項」を「第 5 条第 12 項」に改める。
(津市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 3 条 津市保育所の設置及び管理に関する条例(平成 18 年津市条例第 118 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 51 条第 4 号」を「第 51 条第 5 号」に改める。
(津市知的障害者一体型指定共同生活介護事業所等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 4 条 津市知的障害者一体型指定共同生活介護事業所等の設置及び管理に関

する条例（平成１８年津市条例第１３３号）の一部を次のように改正する。

第２条中「第５条第１０項」を「第５条第１１項」に、「同条第１６項」を「同条第１７項」に改める。

第５条 津市知的障害者一体型指定共同生活介護事業所等の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第２条中「第５条第１１項」を「第５条第１０項」に、「同条第１７項」を「同条第１６項」に改める。

第５条第１号ア中「第２２条第５項」を「第２２条第８項」に改める。

第１４条第１項中「同条第５項」を「同条第４項」に改める。

（津市重度心身障害者等介護手当の支給に関する条例の一部改正）

第６条 津市重度心身障害者等介護手当の支給に関する条例（平成１８年津市条例第２７２号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「第５条第１２項」を「第５条第１３項」に改める。

第７条 津市重度心身障害者等介護手当の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「第５条第１３項」を「第５条第１２項」に改める。

（津市障害者支援多機能型事業所の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第８条 津市障害者支援多機能型事業所の設置及び管理に関する条例（平成２１年津市条例第４５号）の一部を次のように改正する。

第２条中「第５条第６項」を「第５条第７項」に、「同条第１５項」を「同条第１６項」に改める。

第９条 津市障害者支援多機能型事業所の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第２条中「同条第１６項」を「同条第１５項」に改める。

第５条第１号中「第２２条第５項」を「第２２条第８項」に改める。

第１４条第１項中「同条第５項」を「同条第４項」に改める。

附 則

この条例中第１条、第４条、第６条及び第８条の規定は公布の日から、その他の規定は平成２４年４月１日から施行する。

津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 12 月 20 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 25 号

津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

津市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 18 年津市条例第 106 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「維持していた遺族」の次に「（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同じ居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）が存するときは、その者に対し、支給するものとする。

第 4 条第 3 項中「第 1 項」を「第 1 項第 1 号及び第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の津市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

津市農林事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 12 月 20 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 26 号

津市農林事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

津市農林事業分担金等徴収条例（平成 18 年津市条例第 172 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 3 条第 2 号中「第 96 条の 4」を「第 96 条の 4 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市農業共済条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 12 月 20 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 27 号

津市農業共済条例の一部を改正する条例

津市農業共済条例（平成 18 年津市条例第 185 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「による死亡」の次に「及び家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 58 条第 1 項（第 4 号に係る部分に限る。）の規定による手当金、同条第 2 項の規定による特別手当金（次項第 2 号において「特別手当金」という。）又は同法第 60 条の 2 第 1 項の規定による補償金（次項第 2 号において「補償金」という。）の交付の原因となる死亡」を加え、同条第 2 項第 2 号中「陥ったとき」の次に「（特別手当金又は補償金の交付の原因となると殺又は殺処分が行われることが判明したときを除く。）」を加える。

第 35 条第 1 項中「農作物共済の耕作」を「農作物の耕作」に改める。

第 52 条第 1 項第 1 号中「（昭和 26 年法律第 166 号）」を削る。

附 則

- 1 この条例は、三重県知事の認可のあった日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項第 2 号の規定は、平成 23 年 7 月 1 日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済について適用し、同日前に共済掛金期間の開始する家畜共済については、なお従前の例による。この場合において、平成 23 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に共済掛金期間の開始する家畜共済については、第 3 条第 2 項第 2 号中「特別手当金又は補償金の交付の原因となると殺又は殺処分が行われることが判明したとき」とあるのは「家畜伝染病予防法第 16 条第 1 項第 1 号の患畜若しくは同項第 2 号の疑似患畜となったことを獣医師、当該家畜の所有者若しくは運送業者が発見したとき又は同法第 17 条の 2 第 1 項の規定により農林水産大臣が家畜を指定家畜として指定したとき」と読み替えるものとする。

津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 12 月 20 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 28 号

津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成 18 年津市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び 2 項を加える。

（平成 24 年 1 月 1 日から同年 2 月 29 日までの間に支給される給料月額の特例）

7 平成 24 年 1 月 1 日から同年 2 月 29 日までの間に支給される市長の給料月額については、第 2 条第 1 号及び附則第 3 項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から、同号に規定する額の 100 分の 10 に相当する額を減じて得た額とする。

8 平成 24 年 1 月 1 日から同年 2 月 29 日までの間に支給される副市長の給料月額については、第 2 条第 2 号及び附則第 4 項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から、同号に規定する額の 100 分の 10 に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重短期大学事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 1 月 27 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 46 号

三重短期大学事務分掌規則の一部を改正する規則

三重短期大学事務分掌規則（平成 18 年津市規則第 214 号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	一般	を	「	一般	に改める。
		辞令 一般			印影印刷用 辞令 一般	
		」			」	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東日本大震災に対処するための津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 12 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 47 号

東日本大震災に対処するための津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の特例に関する規則の一部を改正する規則

東日本大震災に対処するための津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の特例に関する規則（平成 23 年津市規則第 34 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 23 年 12 月 31 日」を「平成 24 年 12 月 31 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月28日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第48号

津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の給与の支給に関する規則（平成18年津市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項第2号中「職員）」の次に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。））」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市告示第 2 4 9 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第 1 2 条第 2 項及び第 1 4 条の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 3 年 1 2 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
アスト公共自転車等駐車場	1 2 8	平成 2 3 年 1 2 月 5 日
アスト公共自転車等駐車場	7 0	平成 2 3 年 1 2 月 6 日
津駅西第一公共自転車等駐車場	5 3	平成 2 3 年 1 2 月 8 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	5	平成 2 3 年 1 2 月 1 2 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成 2 3 年 1 2 月 1 3 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成 2 3 年 1 2 月 1 3 日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 3 年 1 2 月 1 3 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成 2 3 年 1 2 月 1 4 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 3 年 1 2 月 1 4 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 2 5 0 号

平成 2 3 年産水稻に係る農作物共済（一筆方式）の共済金の支払額を決定したので、津市農業共済条例（平成 1 8 年津市条例第 1 8 5 号）第 4 1 条の規定により、農作物共済加入者ごとに、共済金の支払額、農作物共済減収量、共済金の支払期日及び支払方法を別紙のとおり公表する。

平成 2 3 年 1 2 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

平成23年産 水稻 加入者ごと共済金支払額一覧

加入者	地区名	共済金の 支払額(円)	農作物共済 減収量(kg)	共済金の 支払期日	共済金の 支払方法
A1	津市 雲出島貫町	659,800	3,299	平成23年12月20日	口座振込
A2	津市 一身田大古曾	22,600	113	平成23年12月20日	口座振込
A3	津市 一身田中野	5,200	26	平成23年12月20日	口座振込
A4	津市 一身田中野	34,400	172	平成23年12月20日	口座振込
A5	津市 観音寺町	1,000	5	平成23年12月20日	口座振込
A6	津市 渋見町	28,800	144	平成23年12月20日	口座振込
A7	津市 納所町	64,000	320	平成23年12月20日	口座振込
A8	津市 納所町	20,800	104	平成23年12月20日	口座振込
A9	津市 半田	11,800	59	平成23年12月20日	口座振込
A10	津市 半田	27,600	138	平成23年12月20日	口座振込
A11	津市 半田	181,800	909	平成23年12月20日	口座振込
A12	津市 殿村	50,600	253	平成23年12月20日	口座振込
A13	津市 産品	51,800	259	平成23年12月20日	口座振込
A14	津市 産品	282,200	1,411	平成23年12月20日	口座振込
A15	津市 産品	42,000	210	平成23年12月20日	口座振込
A16	津市 産品	37,200	186	平成23年12月20日	口座振込
A17	津市 産品	29,000	145	平成23年12月20日	口座振込
A18	津市 産品	24,400	122	平成23年12月20日	口座振込
A19	津市 大里窪田町	45,400	227	平成23年12月20日	口座振込
A20	津市 大里睦合町	2,000	10	平成23年12月20日	口座振込
A21	津市 高野尾町	26,000	130	平成23年12月20日	口座振込
A22	津市 野田	246,600	1,233	平成23年12月20日	口座振込
A23	津市 一身田中野	7,000	35	平成23年12月20日	口座振込
B1	津市 久居元町	51,200	256	平成23年12月20日	口座振込
B2	津市 久居明神町	44,800	224	平成23年12月20日	口座振込
B3	津市 新家町	52,400	262	平成23年12月20日	口座振込
B4	津市 新家町	38,800	194	平成23年12月20日	口座振込
B5	津市 新家町	266,200	1,331	平成23年12月20日	口座振込
B6	津市 新家町	38,000	190	平成23年12月20日	口座振込
B7	津市 新家町	83,200	416	平成23年12月20日	口座振込
B8	津市 新家町	74,000	370	平成23年12月20日	口座振込
B9	津市 新家町	50,200	251	平成23年12月20日	口座振込
B10	津市 牧町	47,800	239	平成23年12月20日	口座振込
B11	津市 牧町	27,000	135	平成23年12月20日	口座振込
B12	津市 牧町	30,600	153	平成23年12月20日	口座振込
B13	津市 牧町	47,800	239	平成23年12月20日	口座振込
B14	津市 牧町	41,800	209	平成23年12月20日	口座振込
B15	津市 牧町	62,600	313	平成23年12月20日	口座振込

平成23年産 水稻 加入者ごと共済金支払額一覧

加入者	地区名	共済金の 支払額(円)	農作物共済 減収量(kg)	共済金の 支払期日	共済金の 支払方法
B16	津市 牧町	38,400	192	平成23年12月20日	口座振込
B17	津市 牧町	12,000	60	平成23年12月20日	口座振込
B18	津市 牧町	127,000	635	平成23年12月20日	口座振込
B19	津市 牧町	202,400	1,012	平成23年12月20日	口座振込
B20	津市 牧町	432,200	2,161	平成23年12月20日	口座振込
B21	津市 戸木町	28,600	143	平成23年12月20日	口座振込
B22	津市 戸木町	109,200	546	平成23年12月20日	口座振込
B23	津市 戸木町	96,200	481	平成23年12月20日	口座振込
B24	津市 庄田町	61,000	305	平成23年12月20日	口座振込
B25	津市 庄田町	120,400	602	平成23年12月20日	口座振込
B26	津市 庄田町	379,800	1,899	平成23年12月20日	口座振込
B27	津市 庄田町	141,200	706	平成23年12月20日	口座振込
B28	津市 庄田町	195,000	975	平成23年12月20日	口座振込
B29	津市 庄田町	69,400	347	平成23年12月20日	口座振込
B30	津市 庄田町	22,800	114	平成23年12月20日	口座振込
B31	津市 庄田町	58,600	293	平成23年12月20日	口座振込
B32	津市 森町	56,200	281	平成23年12月20日	口座振込
B33	津市 森町	4,200	21	平成23年12月20日	口座振込
B34	津市 久居一色町	22,600	113	平成23年12月20日	口座振込
B35	津市 稲葉町	12,600	63	平成23年12月20日	口座振込
B36	津市 稲葉町	4,200	21	平成23年12月20日	口座振込
B37	津市 榑原町	21,800	109	平成23年12月20日	口座振込
B38	津市 榑原町	316,000	1,580	平成23年12月20日	口座振込
B39	津市 榑原町	16,200	81	平成23年12月20日	口座振込
B40	津市 榑原町	19,800	99	平成23年12月20日	口座振込
B41	津市 榑原町	27,200	136	平成23年12月20日	口座振込
B42	津市 榑原町	13,000	65	平成23年12月20日	口座振込
B43	津市 榑原町	17,400	87	平成23年12月20日	口座振込
B44	津市 榑原町	242,400	1,212	平成23年12月20日	口座振込
B45	津市 榑原町	128,200	641	平成23年12月20日	口座振込
B46	津市 榑原町	19,400	97	平成23年12月20日	口座振込
B47	津市 榑原町	133,400	667	平成23年12月20日	口座振込
B48	津市 榑原町	62,400	312	平成23年12月20日	口座振込
B49	津市 榑原町	46,200	231	平成23年12月20日	口座振込
B50	津市 榑原町	59,600	298	平成23年12月20日	口座振込
B51	津市 榑原町	42,200	211	平成23年12月20日	口座振込
B52	津市 榑原町	85,400	427	平成23年12月20日	口座振込
B53	津市 榑原町	116,200	581	平成23年12月20日	口座振込

平成23年産 水稻 加入者ごと共済金支払額一覧

加入者	地区名	共済金の 支払額(円)	農作物共済 減収量(kg)	共済金の 支払期日	共済金の 支払方法
B54	津市 榑原町	62,400	312	平成23年12月20日	口座振込
B55	津市 榑原町	31,400	157	平成23年12月20日	口座振込
B56	津市 榑原町	19,000	95	平成23年12月20日	口座振込
B57	津市 榑原町	24,400	122	平成23年12月20日	口座振込
B58	津市 榑原町	216,600	1,083	平成23年12月20日	口座振込
B59	津市 榑原町	25,600	128	平成23年12月20日	口座振込
B60	津市 榑原町	12,200	61	平成23年12月20日	口座振込
B61	津市 榑原町	28,600	143	平成23年12月20日	口座振込
B62	津市 須ヶ瀬町	64,800	324	平成23年12月20日	口座振込
B63	津市 須ヶ瀬町	1,800	9	平成23年12月20日	口座振込
B64	津市 須ヶ瀬町	4,600	23	平成23年12月20日	口座振込
B65	津市 稲葉町	285,925	11,437	平成23年12月20日	口座振込
B66	津市 榑原町	1,975	79	平成23年12月20日	口座振込
C1	津市 河芸町南黒田	8,200	41	平成23年12月20日	口座振込
C2	津市 河芸町高佐	169,800	849	平成23年12月20日	口座振込
C3	津市 河芸町三行	11,200	56	平成23年12月20日	口座振込
C4	津市 河芸町東千里	17,000	85	平成23年12月20日	口座振込
C5	津市 河芸町東千里	106,600	533	平成23年12月20日	口座振込
C6	津市 河芸町東千里	6,400	32	平成23年12月20日	口座振込
C7	津市 河芸町東千里	9,000	45	平成23年12月20日	口座振込
C8	津市 河芸町東千里	73,600	368	平成23年12月20日	口座振込
C9	津市 河芸町東千里	800	4	平成23年12月20日	口座振込
C10	津市 河芸町西千里	15,600	78	平成23年12月20日	口座振込
C11	津市 河芸町西千里	4,800	24	平成23年12月20日	口座振込
C12	津市 河芸町東千里	39,200	196	平成23年12月20日	口座振込
C13	津市 河芸町東千里	12,800	64	平成23年12月20日	口座振込
D1	津市 芸濃町林	31,800	159	平成23年12月20日	口座振込
D2	津市 芸濃町林	71,400	357	平成23年12月20日	口座振込
D3	津市 芸濃町岡本	25,800	129	平成23年12月20日	口座振込
D4	津市 芸濃町雲林院	6,000	30	平成23年12月20日	口座振込
D5	津市 芸濃町雲林院	12,400	62	平成23年12月20日	口座振込
E1	津市 美里町三郷	8,400	42	平成23年12月20日	口座振込
E2	津市 美里町三郷	11,400	57	平成23年12月20日	口座振込
E3	津市 美里町南長野	32,200	161	平成23年12月20日	口座振込
E4	津市 美里町北長野	26,800	134	平成23年12月20日	口座振込
E5	津市 美里町北長野	201,200	1,006	平成23年12月20日	口座振込
E6	津市 美里町桂畑	8,400	42	平成23年12月20日	口座振込
E7	津市 美里町桂畑	11,000	55	平成23年12月20日	口座振込

平成23年産 水稻 加入者ごと共済金支払額一覧

加入者	地区名	共済金の 支払額(円)	農作物共済 減収量(kg)	共済金の 支払期日	共済金の 支払方法
E8	津市 美里町家所	71,200	356	平成23年12月20日	口座振込
E9	津市 美里町家所	88,200	441	平成23年12月20日	口座振込
E10	津市 美里町穴倉	236,600	1,183	平成23年12月20日	口座振込
E11	津市 美里町穴倉	63,000	315	平成23年12月20日	口座振込
E12	津市 美里町北長野	9,400	47	平成23年12月20日	口座振込
F1	津市 安濃町草生	3,600	18	平成23年12月20日	口座振込
F2	津市 安濃町草生	73,400	367	平成23年12月20日	口座振込
F3	津市 安濃町草生	5,400	27	平成23年12月20日	口座振込
F4	津市 安濃町草生	59,600	298	平成23年12月20日	口座振込
F5	津市 安濃町草生	89,200	446	平成23年12月20日	口座振込
F6	津市 安濃町草生	5,600	28	平成23年12月20日	口座振込
F7	津市 安濃町草生	13,200	66	平成23年12月20日	口座振込
F8	津市 安濃町中川	6,600	33	平成23年12月20日	口座振込
F9	津市 安濃町中川	36,000	180	平成23年12月20日	口座振込
F10	津市 安濃町中川	30,600	153	平成23年12月20日	口座振込
F11	津市 安濃町中川	26,200	131	平成23年12月20日	口座振込
F12	津市 安濃町川西	84,200	421	平成23年12月20日	口座振込
F13	津市 安濃町神田	10,600	53	平成23年12月20日	口座振込
F14	津市 安濃町浄土寺	4,200	21	平成23年12月20日	口座振込
F15	津市 安濃町連部	18,400	92	平成23年12月20日	口座振込
F16	津市 安濃町安濃	20,400	102	平成23年12月20日	口座振込
F17	津市 安濃町内多	45,800	229	平成23年12月20日	口座振込
F18	津市 安濃町内多	4,600	23	平成23年12月20日	口座振込
F19	津市 安濃町内多	57,800	289	平成23年12月20日	口座振込
F20	津市 安濃町内多	29,400	147	平成23年12月20日	口座振込
F21	津市 安濃町曾根	48,400	242	平成23年12月20日	口座振込
F22	津市 安濃町草生	456,800	2,284	平成23年12月20日	口座振込
F23	津市 安濃町中川	361,400	1,807	平成23年12月20日	口座振込
G1	津市 香良洲町(浜浦)	5,400	27	平成23年12月20日	口座振込
H1	津市 一志町大仰	36,600	183	平成23年12月20日	口座振込
H2	津市 一志町井関	24,600	123	平成23年12月20日	口座振込
H3	津市 一志町井関	55,800	279	平成23年12月20日	口座振込
H4	津市 一志町波瀬	7,000	35	平成23年12月20日	口座振込
H5	津市 一志町波瀬	43,600	218	平成23年12月20日	口座振込
H6	津市 一志町波瀬	15,600	78	平成23年12月20日	口座振込
H7	津市 一志町波瀬	38,000	190	平成23年12月20日	口座振込
H8	津市 一志町波瀬	8,800	44	平成23年12月20日	口座振込
H9	津市 一志町波瀬	38,800	194	平成23年12月20日	口座振込

平成23年産 水稻 加入者ごと共済金支払額一覧

加入者	地区名	共済金の 支払額(円)	農作物共済 減収量(kg)	共済金の 支払期日	共済金の 支払方法
H10	津市 一志町波瀬	13,800	69	平成23年12月20日	口座振込
H11	津市 一志町波瀬	70,400	352	平成23年12月20日	口座振込
H12	津市 一志町波瀬	124,000	620	平成23年12月20日	口座振込
H13	津市 一志町波瀬	3,400	17	平成23年12月20日	口座振込
H14	津市 一志町波瀬	2,000	10	平成23年12月20日	口座振込
H15	津市 一志町波瀬	23,600	118	平成23年12月20日	口座振込
H16	津市 一志町虹が丘	24,400	122	平成23年12月20日	口座振込
H17	津市 一志町波瀬	71,400	357	平成23年12月20日	口座振込
H18	津市 一志町波瀬	12,400	62	平成23年12月20日	口座振込
H19	津市 一志町波瀬	1,400	7	平成23年12月20日	口座振込
H20	津市 一志町波瀬	10,000	50	平成23年12月20日	口座振込
H21	津市 一志町波瀬	42,200	211	平成23年12月20日	口座振込
H22	津市 一志町波瀬	44,800	224	平成23年12月20日	口座振込
H23	津市 一志町波瀬	16,200	81	平成23年12月20日	口座振込
H24	津市 一志町波瀬	24,000	120	平成23年12月20日	口座振込
H25	津市 一志町波瀬	314,000	1,570	平成23年12月20日	口座振込
H26	津市 一志町波瀬	26,800	134	平成23年12月20日	口座振込
H27	津市 一志町波瀬	14,600	73	平成23年12月20日	口座振込
H28	津市 一志町波瀬	39,400	197	平成23年12月20日	口座振込
H29	津市 一志町波瀬	48,800	244	平成23年12月20日	口座振込
H30	津市 一志町波瀬	6,000	30	平成23年12月20日	口座振込
H31	津市 一志町波瀬	82,800	414	平成23年12月20日	口座振込
H32	津市 一志町波瀬	40,400	202	平成23年12月20日	口座振込
H33	津市 一志町波瀬	27,600	138	平成23年12月20日	口座振込
H34	津市 一志町波瀬	18,400	92	平成23年12月20日	口座振込
H35	津市 一志町八太	21,000	105	平成23年12月20日	口座振込
H36	津市 一志町片野	51,600	258	平成23年12月20日	口座振込
H37	津市 一志町片野	133,000	665	平成23年12月20日	口座振込
H38	津市 一志町小山	800	4	平成23年12月20日	口座振込
H39	津市 一志町高野	500,600	2,503	平成23年12月20日	口座振込
H40	津市 一志町高野	25,600	128	平成23年12月20日	口座振込
H41	津市 一志町高野	27,000	135	平成23年12月20日	口座振込
H42	津市 一志町高野	142,800	714	平成23年12月20日	口座振込
H43	津市 一志町高野	5,600	28	平成23年12月20日	口座振込
H44	津市 一志町高野	52,600	263	平成23年12月20日	口座振込
H45	津市 一志町高野	5,200	26	平成23年12月20日	口座振込
H46	津市 一志町田尻	13,600	68	平成23年12月20日	口座振込
H47	津市 一志町田尻	78,600	393	平成23年12月20日	口座振込

平成23年産 水稻 加入者ごと共済金支払額一覧

加入者	地区名	共済金の 支払額(円)	農作物共済 減収量(kg)	共済金の 支払期日	共済金の 支払方法
H48	津市 一志町田尻	30,000	150	平成23年12月20日	口座振込
H49	津市 一志町田尻	19,400	97	平成23年12月20日	口座振込
H50	津市 一志町其倉	7,200	36	平成23年12月20日	口座振込
H51	津市 一志町其倉	161,200	806	平成23年12月20日	口座振込
H52	津市 一志町虹が丘	45,800	229	平成23年12月20日	口座振込
I1	津市 白山町南家城	7,800	39	平成23年12月20日	口座振込
I2	津市 白山町北家城	11,400	57	平成23年12月20日	口座振込
I3	津市 白山町北家城	7,950	318	平成23年12月20日	口座振込
I4	津市 白山町北家城	42,000	210	平成23年12月20日	口座振込
I5	津市 白山町藤	4,400	22	平成23年12月20日	口座振込
I6	津市 白山町藤	6,600	33	平成23年12月20日	口座振込
I7	津市 白山町二俣	35,800	179	平成23年12月20日	口座振込
I8	津市 白山町二俣	115,600	578	平成23年12月20日	口座振込
I9	津市 白山町小杉	10,000	50	平成23年12月20日	口座振込
I10	津市 白山町川口	473,600	2,368	平成23年12月20日	口座振込
I11	津市 白山町川口	14,000	70	平成23年12月20日	口座振込
I12	津市 白山町二本木	77,800	389	平成23年12月20日	口座振込
I13	津市 白山町二本木	220,200	1,101	平成23年12月20日	口座振込
I14	津市 白山町二本木	462,600	2,313	平成23年12月20日	口座振込
I15	津市 白山町三ヶ野	20,000	100	平成23年12月20日	口座振込
I16	津市 白山町三ヶ野	183,600	918	平成23年12月20日	口座振込
I17	津市 白山町三ヶ野	96,800	484	平成23年12月20日	口座振込
I18	津市 白山町三ヶ野	127,800	639	平成23年12月20日	口座振込
I19	津市 白山町三ヶ野	61,800	309	平成23年12月20日	口座振込
I20	津市 白山町佐田	12,800	64	平成23年12月20日	口座振込
I21	津市 白山町佐田	18,200	91	平成23年12月20日	口座振込
I22	津市 白山町佐田	4,200	21	平成23年12月20日	口座振込
I23	津市 白山町佐田	200	1	平成23年12月20日	口座振込
I24	津市 白山町佐田	22,000	110	平成23年12月20日	口座振込
I25	津市 白山町中ノ村	58,800	294	平成23年12月20日	口座振込
I26	津市 白山町中ノ村	1,200	6	平成23年12月20日	口座振込
I27	津市 白山町中ノ村	33,400	167	平成23年12月20日	口座振込
I28	津市 白山町中ノ村	13,600	68	平成23年12月20日	口座振込
I29	津市 白山町南出	3,400	17	平成23年12月20日	口座振込
I30	津市 白山町二本木	45,600	228	平成23年12月20日	口座振込
I31	津市 白山町上ノ村	6,400	32	平成23年12月20日	口座振込
I32	津市 白山町八対野	66,400	332	平成23年12月20日	口座振込
I33	津市 白山町八対野	124,600	623	平成23年12月20日	口座振込

平成23年産 水稻 加入者ごと共済金支払額一覧

加入者	地区名	共済金の 支払額(円)	農作物共済 減収量(kg)	共済金の 支払期日	共済金の 支払方法
I34	津市 白山町八対野	50,000	250	平成23年12月20日	口座振込
I35	津市 白山町八対野	51,400	257	平成23年12月20日	口座振込
I36	津市 白山町八対野	495,000	2,475	平成23年12月20日	口座振込
I37	津市 白山町八対野	15,725	629	平成23年12月20日	口座振込
I38	津市 白山町八対野	200	1	平成23年12月20日	口座振込
I39	津市 白山町八対野	12,200	61	平成23年12月20日	口座振込
I40	津市 白山町稲垣	65,200	326	平成23年12月20日	口座振込
I41	津市 白山町稲垣	11,000	55	平成23年12月20日	口座振込
I42	津市 白山町稲垣	2,800	14	平成23年12月20日	口座振込
I43	津市 白山町古市	4,200	21	平成23年12月20日	口座振込
I44	津市 白山町山田野	48,800	244	平成23年12月20日	口座振込
I45	津市 白山町山田野	5,800	29	平成23年12月20日	口座振込
I46	津市 白山町二本木	18,400	92	平成23年12月20日	口座振込
I47	津市 白山町川口	90,800	454	平成23年12月20日	口座振込
I48	津市 白山町南家城	97,600	488	平成23年12月20日	口座振込
I49	津市 白山町南家城	6,050	242	平成23年12月20日	口座振込
I50	津市 白山町南出	255,200	1,276	平成23年12月20日	口座振込
I51	津市 白山町佐田	8,600	43	平成23年12月20日	口座振込
J1	津市 美杉町八知	20,200	101	平成23年12月20日	口座振込
J2	津市 美杉町八知	70,000	350	平成23年12月20日	口座振込
J3	津市 美杉町八知	14,000	70	平成23年12月20日	口座振込
J4	津市 美杉町八知	4,600	23	平成23年12月20日	口座振込
J5	津市 美杉町八知	16,200	81	平成23年12月20日	口座振込
J6	津市 美杉町太郎生	32,000	160	平成23年12月20日	口座振込
J7	津市 美杉町太郎生	28,600	143	平成23年12月20日	口座振込
J8	津市 美杉町太郎生	3,000	15	平成23年12月20日	口座振込
J9	津市 美杉町太郎生	16,200	81	平成23年12月20日	口座振込
J10	津市 美杉町太郎生	400	2	平成23年12月20日	口座振込
J11	津市 美杉町太郎生	4,200	21	平成23年12月20日	口座振込
J12	津市 美杉町太郎生	1,400	7	平成23年12月20日	口座振込
J13	津市 美杉町三多気	3,200	16	平成23年12月20日	口座振込
J14	津市 美杉町石名原	49,200	246	平成23年12月20日	口座振込
J15	津市 美杉町石名原	69,400	347	平成23年12月20日	口座振込
J16	津市 美杉町石名原	42,400	212	平成23年12月20日	口座振込
J17	津市 美杉町石名原	25,000	125	平成23年12月20日	口座振込
J18	津市 美杉町石名原	158,400	792	平成23年12月20日	口座振込
J19	津市 美杉町石名原	10,600	53	平成23年12月20日	口座振込
J20	津市 美杉町石名原	5,200	26	平成23年12月20日	口座振込

平成23年産 水稻 加入者ごと共済金支払額一覧

加入者	地区名	共済金の 支払額(円)	農作物共済 減収量(kg)	共済金の 支払期日	共済金の 支払方法
J21	津市 美杉町石名原	169,400	847	平成23年12月20日	口座振込
J22	津市 美杉町奥津	6,600	33	平成23年12月20日	口座振込
J23	津市 美杉町奥津	5,200	26	平成23年12月20日	口座振込
J24	津市 美杉町奥津	2,800	14	平成23年12月20日	口座振込
J25	津市 美杉町川上	149,800	749	平成23年12月20日	口座振込
J26	津市 美杉町川上	15,000	75	平成23年12月20日	口座振込
J27	津市 美杉町川上	21,600	108	平成23年12月20日	口座振込
J28	津市 美杉町川上	40,600	203	平成23年12月20日	口座振込
J29	津市 美杉町丹生俣	47,400	237	平成23年12月20日	口座振込
J30	津市 美杉町丹生俣	51,400	257	平成23年12月20日	口座振込
J31	津市 美杉町丹生俣	12,000	60	平成23年12月20日	口座振込
J32	津市 美杉町下多気	11,600	58	平成23年12月20日	口座振込
J33	津市 美杉町下多気	1,400	7	平成23年12月20日	口座振込
J34	津市 美杉町下之川	5,600	28	平成23年12月20日	口座振込
J35	津市 美杉町下之川	26,400	132	平成23年12月20日	口座振込
J36	津市 美杉町上多気	19,600	98	平成23年12月20日	口座振込
合計		282 戸 17,568,825円	98,961kg		

津市告示第 2 5 1 号

下記の者の平成 2 3 年 1 2 月 1 4 日執行の預金差押の差押調書謄本は、国外転出のため、送達することができないので、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成 2 3 年 1 2 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	差押調書謄本

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第 2 5 2 号

下記の者の平成 2 3 年 1 2 月 1 4 日執行の預金差押の配当計算書謄本および
充当通知書は、国外転出のため、送達することができないので、地方税法第 2
0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送
達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成 2 3 年 1 2 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	配当計算書謄本 充当通知書

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算
して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第 2 5 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定により、平成 2 3 年 1 2 月 1 9 日に市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

平成 2 3 年 1 2 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

平成 2 3 年 1 2 月 1 9 日に議決を経た予算

平成 2 3 年度津市一般会計補正予算（第 5 号）

平成 2 3 年度津市一般会計補正予算（第 6 号）

平成 2 3 年度津市モーターボート競走事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 3 年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 3 年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 3 年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 3 年度津市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 3 年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 3 年度津市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 3 年度津市棕本財産区特別会計補正予算（第 1 号）

平成23年度津市一般会計補正予算（第5号）

平成23年度津市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ807,923千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105,339,373千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 分担金及び負担金		2,016,296	8,807	2,025,103
	1 分 担 金	47,612	8,807	56,419
15 国 庫 支 出 金		12,787,533	481,218	13,268,751
	1 国 庫 負 担 金	10,710,137	257,920	10,968,057
	2 国 庫 補 助 金	2,042,742	223,298	2,266,040
19 繰 入 金		4,554,264	217,798	4,772,062
	2 基 金 繰 入 金	4,553,964	217,798	4,771,762
22 市 債		9,044,000	100,100	9,144,100
	1 市 債	9,044,000	100,100	9,144,100
歳 入 合 計		104,531,450	807,923	105,339,373

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 災 害 復 旧 費		376,833	807,923	1,184,756
	1 農林水産業施設災害復旧費	142,229	352,458	494,687
	2 公共土木施設災害復旧費	225,023	455,465	680,488
歳 出 合 計		104,531,450	807,923	105,339,373

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
11 災害復旧費	1 農林水産業施設 災害復旧費	農地災害復旧事業	54,877
11 災害復旧費	1 農林水産業施設 災害復旧費	農業用施設災害復旧事業	36,599
11 災害復旧費	1 農林水産業施設 災害復旧費	林業施設災害復旧事業	194,954
11 災害復旧費	2 公共土木施設災 害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業	131,459
11 災害復旧費	2 公共土木施設災 害復旧費	河川災害復旧事業	94,229

第3表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
農地農業用施設災害復旧事業	6,400	11,900
林業施設災害復旧事業	1,600	15,400
公共土木施設災害復旧事業	66,900	147,700

平成23年度津市一般会計補正予算（第6号）

平成23年度津市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,512,809千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106,852,182千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加、変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地 方 特 例 交 付 金		450,577	52,502	503,079
	1 地 方 特 例 交 付 金	450,577	52,502	503,079
11 地 方 交 付 税		19,213,740	48,014	19,261,754
	1 地 方 交 付 税	19,213,740	48,014	19,261,754
13 分 担 金 及 び 負 担 金		2,025,103	14,350	2,039,453
	1 分 担 金	56,419	9,858	66,277
	2 負 担 金	1,968,684	4,492	1,973,176
15 国 庫 支 出 金		13,268,751	690,454	13,959,205
	1 国 庫 負 担 金	10,968,057	675,285	11,643,342
	2 国 庫 補 助 金	2,266,040	15,169	2,281,209
16 県 支 出 金		5,835,685	251,069	6,086,754
	1 県 負 担 金	2,879,049	94,754	2,973,803
	2 県 補 助 金	2,415,787	171,159	2,586,946
	3 委 託 金	540,849	△14,844	526,005
17 財 産 収 入		160,729	7,863	168,592
	1 財 産 運 用 収 入	134,342	7,863	142,205
19 繰 入 金		4,772,062	388,846	5,160,908
	2 基 金 繰 入 金	4,771,762	388,846	5,160,608
21 諸 収 入		1,090,832	50,911	1,141,743
	5 雑 入	763,709	50,911	814,620
22 市 債		9,144,100	8,800	9,152,900
	1 市 債	9,144,100	8,800	9,152,900
歳 入 合 計		105,339,373	1,512,809	106,852,182

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		730,549	△17,091	713,458
	1 議 会 費	730,549	△17,091	713,458
2 総 務 費		14,644,689	263,455	14,908,144
	1 総 務 管 理 費	12,228,368	404,799	12,633,167
	2 徴 税 費	1,407,351	△21,776	1,385,575
	3 戸籍住民基本台帳費	583,136	△28,121	555,015
	4 選 挙 費	300,787	△86,525	214,262
	5 統 計 調 査 費	29,502	△4,591	24,911
	6 監 査 委 員 費	95,545	△331	95,214
3 民 生 費		33,298,577	1,176,898	34,475,475
	1 社 会 福 祉 費	14,151,838	398,499	14,550,337
	2 児 童 福 祉 費	14,747,817	124,493	14,872,310
	3 生 活 保 護 費	4,387,552	652,056	5,039,608
	4 災 害 救 助 費	11,370	1,850	13,220
4 衛 生 費		9,040,898	71,619	9,112,517
	1 保 健 衛 生 費	2,498,290	190,893	2,689,183
	2 斎 場 費	138,061	5,812	143,873
	3 環 境 費	782,992	6,469	789,461
	4 清 掃 費	4,994,149	△136,297	4,857,852
	6 簡 易 水 道 費	431,080	4,742	435,822
6 農 林 水 産 業 費		2,624,593	46,191	2,670,784
	1 農 業 費	2,329,853	46,643	2,376,496
	2 林 業 費	215,081	△302	214,779
	3 水 産 業 費	79,659	△150	79,509
7 商 工 費		1,787,091	△22,576	1,764,515
	1 商 工 費	1,787,091	△22,576	1,764,515
8 土 木 費		13,997,230	△46,367	13,950,863
	1 土 木 管 理 費	286,254	24,469	310,723
	2 道 路 橋 り ょ う 費	5,100,419	75,844	5,176,263
	3 河 川 費	621,440	△32,786	588,654
	5 都 市 計 画 費	7,449,474	△99,642	7,349,832
	6 住 宅 費	475,568	△14,252	461,316
9 消 防 費		3,855,698	47,041	3,902,739
	1 消 防 費	3,855,698	47,041	3,902,739
10 教 育 費		11,640,217	△6,361	11,633,856
	1 教 育 総 務 費	3,054,775	△19,448	3,035,327

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 小 学 校 費	2,904,231	△1,761	2,902,470
	3 中 学 校 費	1,836,885	25,882	1,862,767
	4 幼 稚 園 費	1,666,488	△8,354	1,658,134
	5 社 会 教 育 費	1,602,974	10,461	1,613,435
	6 短 期 大 学 費	574,864	△13,141	561,723
歳 出	合 計	105,339,373	1,512,809	106,852,182

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業	281,850
10 教育費	2 小学校費	扇風機設置事業	43,544
10 教育費	3 中学校費	扇風機設置事業	18,008
10 教育費	4 幼稚園費	扇風機設置事業	1,943
10 教育費	5 社会教育費	梅ヶ広教育集会所移転改築事業	33,831

変 更

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
3 民生費	2 児童福祉費	民間社会福祉施設整備事業	331,161	430,812

第3表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
津市橋南市民センター指定管理委託	平成24年度から 平成28年度まで	42,225
津市雲出市民センター指定管理委託	平成24年度から 平成28年度まで	96,940
津市白塚市民センター指定管理委託	平成24年度から 平成28年度まで	43,260
津市高茶屋市民センター指定管理委託	平成24年度から 平成28年度まで	42,250
津市市民活動センター指定管理委託	平成24年度から 平成28年度まで	40,275
津市丹生俣多目的集会所指定管理委託	平成24年度から 平成28年度まで	1,425
津市美杉高齢者婦人センター「しゃくなげ会館」 指定管理委託	平成24年度から 平成28年度まで	4,560
さくらゆ指定管理委託	平成24年度から 平成28年度まで	4,500
津市運動施設（安濃地域）指定管理委託	平成24年度から 平成26年度まで	59,024
津市北部市民センター指定管理委託	平成24年度から 平成28年度まで	109,450

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
津市西部市民センター指定管理委託	平成24年度から 平成28年度まで	113,654
津市社会福祉センター指定管理委託	平成24年度から 平成28年度まで	134,778
津市ふれあい会館指定管理委託	平成24年度から 平成28年度まで	67,975
津市たるみ老人福祉センター指定管理委託	平成24年度から 平成28年度まで	101,305
津市たるみ児童福祉会館指定管理委託	平成24年度から 平成28年度まで	1,301,782
津市美杉太郎生火葬場指定管理委託	平成24年度から 平成26年度まで	846
津市美杉八知火葬場指定管理委託	平成24年度から 平成26年度まで	1,032
津市美杉多気火葬場指定管理委託	平成24年度から 平成26年度まで	1,122
津市美杉下之川火葬場指定管理委託	平成24年度から 平成26年度まで	453
津市美杉伊勢地火葬場指定管理委託	平成24年度から 平成26年度まで	1,122
津市美杉竹原火葬場指定管理委託	平成24年度から 平成26年度まで	909
津市美杉林業研修集会施設「グリーンハウス美杉」指定管理委託	平成24年度から 平成28年度まで	11,500
津市安濃工業会館指定管理委託	平成24年度から 平成28年度まで	2,000
青山高原保健休養地指定管理委託	平成24年度から 平成28年度まで	50,000
スクールバス運行業務委託	平成24年度	17,136
津市一身田寺内町の館指定管理委託	平成24年度から 平成28年度まで	17,250
津市美杉ふるさと資料館指定管理委託	平成24年度から 平成28年度まで	30,350

第4表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
農業生産基盤整備事業	34,300	43,100

平成23年度津市モーターボート競走事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度津市のモーターボート競走事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,359,743千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,764,408千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 競 艇 事 業 収 入		35,404,665	1,359,743	36,764,408
	1 事 業 収 入	21,547,335	1,239,149	22,786,484
	3 財 産 収 入	776	399	1,175
	5 繰 越 金	1	110,195	110,196
	6 諸 収 入	13,803,899	10,000	13,813,899
歳 入 合 計		35,404,665	1,359,743	36,764,408

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 競 艇 事 業 費		35,092,784	1,169,147	36,261,931
	1 総 務 費	401,175	△34,716	366,459
	2 事 業 費	34,039,929	1,203,863	35,243,792
2 基 金 積 立 金		235	190,596	190,831
	1 基 金 積 立 金	235	190,596	190,831
歳 出 合 計		35,404,665	1,359,743	36,764,408

平成23年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度津市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ50,246千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,813,874千円とする。
- 2 直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ409千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,139千円とする。
- 3 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

事業勘定

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 財産収入		1	9	10
	1 財産運用収入	1	9	10
11 繰入金		1,392,338	△50,255	1,342,083
	1 繰入金	1,392,338	△50,255	1,342,083
歳入合計		26,864,120	△50,246	26,813,874

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		451,796	△50,664	401,132
	1 総務管理費	338,471	△50,664	287,807
9 基金積立金		1	9	10
	1 基金積立金	1	9	10
11 諸支出金		44,786	409	45,195
	2 繰出金	19,064	409	19,473
歳出合計		26,864,120	△50,246	26,813,874

直営診療施設勘定

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		19,064	409	19,473
	1 事業勘定繰入金	19,064	409	19,473
歳 入 合 計		44,730	409	45,139

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		29,326	409	29,735
	1 施設管理費	29,326	409	29,735
歳 出 合 計		44,730	409	45,139

平成23年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度津市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49,717千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,297,853千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保 険 料		4,171,903	△657	4,171,246
	1 介 護 保 険 料	4,171,903	△657	4,171,246
3 国 庫 支 出 金		4,840,302	△1,314	4,838,988
	2 国 庫 補 助 金	1,190,125	△1,314	1,188,811
5 県 支 出 金		3,049,370	△657	3,048,713
	2 県 補 助 金	86,728	△657	86,071
6 財 産 収 入		1,493	955	2,448
	1 財 産 運 用 収 入	1,493	955	2,448
7 繰 入 金		3,051,080	△4,409	3,046,671
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,051,080	△4,409	3,046,671
8 繰 越 金		4	55,799	55,803
	1 繰 越 金	4	55,799	55,803
歳 入 合 計		21,248,136	49,717	21,297,853

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		420,016	△3,751	416,265
	1 総 務 管 理 費	112,543	1,357	113,900
	4 介 護 認 定 審 査 会 費	96,266	△5,108	91,158
3 地 域 支 援 事 業 費		468,814	△3,286	465,528
	2 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	374,211	△3,286	370,925
4 基 金 積 立 金		1,493	955	2,448
	1 基 金 積 立 金	1,493	955	2,448
6 諸 支 出 金		9,005	55,799	64,804
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	9,005	55,799	64,804
歳 出 合 計		21,248,136	49,717	21,297,853

平成23年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度津市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,296千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,790,946千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		2,803,420	3,296	2,806,716
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,803,420	3,296	2,806,716
歳 入 合 計		4,787,650	3,296	4,790,946

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		81,981	3,296	85,277
	1 総 務 管 理 費	63,565	3,296	66,861
歳 出 合 計		4,787,650	3,296	4,790,946

平成 23 年度津市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 23 年度津市の簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6, 006 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 161, 460 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		432,880	4,742	437,622
	1 一般会計繰入金	432,880	4,742	437,622
5 繰越金		1	1,264	1,265
	1 繰越金	1	1,264	1,265
歳入合計		1,155,454	6,006	1,161,460

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		93,427	2,378	95,805
	1 総務管理費	93,427	2,378	95,805
2 事業費		782,245	3,628	785,873
	1 簡易水道事業費	782,245	3,628	785,873
歳出合計		1,155,454	6,006	1,161,460

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 簡易水道事業費	美杉地域簡易水道事業	311,254

平成23年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度津市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ540,694千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 財産収入		11	9	20
	1 財産運用収入	11	9	20
4 繰入金		410,087	△153	409,934
	1 繰入金	410,087	△153	409,934
5 繰越金		1	272	273
	1 繰越金	1	272	273
歳入合計		540,566	128	540,694

(単位：千円)

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		10,869	119	10,988
	1 総務管理費	10,869	119	10,988
3 基金積立金		11	9	20
	1 基金積立金	11	9	20
歳出合計		540,566	128	540,694

平成２３年度津市下水道事業特別会計補正予算（第２号）

平成２３年度津市の下水道事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１５，１５７千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９，３２０，７５６千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条 地方自治法第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表繰越明許費」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰 入 金		5,028,399	△112,190	4,916,209
	1 繰 入 金	5,028,399	△112,190	4,916,209
6 繰 越 金		1	13,407	13,408
	1 繰 越 金	1	13,407	13,408
7 諸 収 入		3,858	83,626	87,484
	1 雑 入	3,858	83,626	87,484
歳 入 合 計		9,335,913	△15,157	9,320,756

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		1,847,199	△33,730	1,813,469
	1 総 務 管 理 費	1,847,199	△33,730	1,813,469
2 事 業 費		2,318,714	18,573	2,337,287
	1 公 共 下 水 道 事 業 費	2,318,714	18,573	2,337,287
歳 出 合 計		9,335,913	△15,157	9,320,756

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 公共下水道事業費	公共下水道事業（污水）	123,100
2 事業費	1 公共下水道事業費	公共下水道事業（雨水）	162,700

平成 23 年度津市棕本財産区特別会計補正予算（第 1 号）

平成 23 年度津市の棕本財産区特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 28 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 576 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財 産 収 入		42	28	70
	1 財 産 運 用 収 入	42	28	70
歳 入 合 計		548	28	576

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 基 金 積 立 金		42	28	70
	1 基 金 積 立 金	42	28	70
歳 出 合 計		548	28	576

津市告示第 2 5 4 号

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条及び同法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり住民票を職権で消除したので同条第 4 項の規定により告示する。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができる。

また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して 3 0 日以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができる。

なお、次のいずれかに該当するときは、当該異議申立てについての決定を経ないで、審査請求をすることができる。

- (1) 異議申立てをした日の翌日から起算して 3 箇月を経過しても決定がないとき。
- (2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

平成 2 3 年 1 2 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 職権消除した住民票

住所	氏名	生年月日
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇 〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇 〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

[illegible]

津市公告第 2 5 2 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 3 年 1 2 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 抑留日 平成 2 3 年 1 2 月 1 9 日

2 抑留期間 平成 2 3 年 1 2 月 2 7 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 藤方	イングリッシ ュポインター	茶白	オス	大	9 1 日 以上	首輪あり

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 1 7 0 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 2 3 年 1 2 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 工事完了年月日

平成 2 3 年 1 2 月 2 0 日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市久居井戸山町字東野 2 8 3 番 1 ほか 7 筆

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市久居野村町 5 0 6 番地 4

株式会社プラスワン

代表取締役 神田 孝之

津市公告第 1 7 1 号

次のとおり一般競争入札を執行しますので、津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

平成 2 3 年 1 2 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 入札に付する事項

- (1) 件名 市有地売却に係る一般競争入札
- (2) 物件の概要

物件 番号	所 在 地	地 目	面 積	用途地域
1	津市藤方字西大田 546 番	雑種地	5,621 m ²	市街化区域 準工業地域
	津市藤方字西大田 546 番 2	雑種地	226 m ²	市街化区域 準工業地域
	津市藤方字西大田 552 番	雑種地	5,759 m ²	市街化区域 準工業地域
	津市藤方字西大田 563 番 2	雑種地	8,441 m ²	市街化区域 準工業地域
	津市藤方字西大田 571 番 1	雑種地	10,516 m ²	市街化区域 準工業地域

2 入札参加の資格

入札に参加できる者は、個人及び法人とし、次のいずれにも該当しない者とします。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）に掲げる事項に該当する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人又はその他反社会的団体及びその構成員等である者
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

3 入札参加相談・申込み

(1) 入札参加の相談・申込期間及び場所

ア 相談・申込期間

平成24年1月27日(金)、28日(土)、29日(日)、31日(火)、
2月1日(水)、2日(木)

イ 受付時間

上記期日の午前9時から午後4時まで

ウ 相談・申込場所

三重県津市藤方637番地(事務所棟2階)
津市競艇事業部 競艇管理課

(2) 申込方法

ア 入札参加希望者は、申込受付期間内に入札参加申込書、その他必要書類を受付場所へ提出し、申込手続を済ませてください。

イ 2者以上の共有による申込みはできません。

ウ 郵送等による申込みはできません。

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書(実印で押印のこと)(所定の様式)

イ 印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)

※印鑑登録証明書は入札参加申込書に押印のもの。

ウ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(法人のみ)

エ 身分証明書(破産に関する証明書)(個人のみ)

※身分証明書は、本籍地の市区町村で交付してもらってください。

オ 市税の完納証明書、もしくは平成21年度分及び平成22年度分の2か年の市税の納税証明書(個人・法人とも)

※法人の代表者が津市で課税されている場合、その個人に係る証明書の添付も必要です。

カ 委任状及び受任者本人と確認できるもの(社員証・運転免許証などの写し)(代理人により入札及び契約をしようとする場合のみ)

キ 入札保証金に関する届出書

※提出書類については原本を1部提出してください。

なお、イ、ウ、エ、オについては、いずれも申込日において発行後3か月以内のものに限ります。

※ 一度御提出いただいた書類は、理由にかかわらず一切返却できません。

(4) 申込みに当たっての留意事項

ア 売払物件については、現状での引渡しとなります。現状とは、「物件の現在における状況の姿のまま」との意味であり、その状況を承知の上入札してください。申込みに当たっては、必ず現地を事前に確認してください。

イ 落札後の契約及び所有権移転登記は、原則として、入札参加申込書に記載された申込者の名義で行います。

ウ 入札参加申込の取下げは、申込みの受付期間内に限って行うことができます。

エ 郵送、電話（ファックスを含みます。）等による申込受付は行いません。

オ 申込手続きが完了したときは、一般競争入札参加者証をお渡ししますので、これを入札日に必ず持参してください。

4 現場説明会

入札物件の現地説明会は開催しませんので、御了承ください。

※ 随時入札対象物件の敷地を見ていただくことは可能です。（立ち入りは御遠慮ください。）

5 予定価格（最低入札価格）と入札保証金

物件番号	予定価格 (最低入札価格)	入札保証金の額
1	1, 034, 603, 814円	51, 730, 000円

(1) 入札参加希望者は、入札保証金として、上表の右欄に掲げる金額を入札日までに現金又は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第156条第1項第1号に規定する小切手で、津市役所本庁舎1階の会計管理室で納付してください。

(2) 入札保証金は、入札の終了後に所定の手続きを経て、指定の口座にお返しします。

ただし、落札者については、市有財産の売買仮契約を締結する際に、契約保証金に充当します。

(3) 入札保証金には、利息を付しません。

- (4) 落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属することとなります。

6 入札及び開札

(1) 日時及び時間

入札日	物件番号	入札執行時間
平成24年2月 6日（月）	1	午前10時00分から

- (2) 入札場所 三重県津市西丸之内23番1号
津市役所本庁舎7階 入札室

(3) 持参物等（当日入札場所にお持ちいただくもの）

- ア 入札参加者証
- イ 入札書及び入札書用封筒（最低価格以上の入札金額を入札書に御記入のうえ、入札用封筒に封緘・押印のうえお持ちください。）
- ウ 入札者確認票
- エ 実印（代理人により入札及び契約しようとする場合は委任状に押印されている代理人の印）
- オ 入札保証金納付書兼領収書

(4) 入札書の提出

- ア 入札参加者は、指定された場所へ入札書を提出しなければなりません。
- イ 代理人が入札に参加する場合は、委任状を提出し、入札書には、代理人名を記入し押印してください。

(5) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

なお、入札の当日出席しなかった者又は入札執行時刻に遅刻した者は、棄権とみなします。

- ア 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- イ 入札書に記名及び押印がないとき。
- ウ 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- エ 入札保証金を納付せず、又はその金額に不足があるとき。
- オ 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。

カ 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

キ 入札者の資格がない者が入札したとき。

ク 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。

ケ 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。

コ 入札書の金額が訂正されているとき。

サ 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

(6) 開札

ア 入札締切り後直ちに入札者の面前で開札します。

イ 開札に出席しなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることはできません。

(7) 入札の中止等

不正な行為により一般競争入札の公正な競争が妨げられると判断される場合、又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止または延期することがあります。

7 落札者の決定

(1) 市が定める予定価格以上の最高の価格の入札者をもって落札者と決定します。なお、予定価格につきましては、最低入札価格を予定価格とします。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該同価の入札者によるくじ引きによって落札者を決定します。なお、落札者となる同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。

ただし、この場合において、やむを得ずくじを引くことができない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない津市職員にくじを引かせます。

(3) 落札者の決定は、開札後直ちに入札場所で行います。

(4) 落札者には、入札終了後、契約手続の説明を行います。

(5) 再度の入札につきましては、最低入札価格（予定価格）を公表しているため実施しません。

8 契約に付す条件

買受人に対しては、契約において次の条件を付します。

(1) 用途制限等

ア 契約締結の日から5年間は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある組織の事務所など公序良俗に反する業等の用に供しないこと。

イ 市道藤方第19号線、藤方第21号線は、津警察署及び道路管理者と協議し、道路幅員4m以上の幅員が確保されるよう競売地側に道路後退をすること。

ウ 市道藤方高茶屋小森町線は、道路台帳上管理幅員6.3mから6.9mであるが、津警察署及び道路管理者と協議し、道路幅員6m以上の幅員が確保されるよう競売地側に道路後退をすること。

エ 市道塔世橋南郊線は、競売地隣接区間において、都市計画道路の事業化の計画があるので、競売地の土地利用に際しては道路計画と整合を図ること。

オ 排水路敷地の機能確保については、競売地内に有する排水路機能を、土地利用に際し上流域の排水能力にも十分配慮し、公的管理が必要であると認められる排水施設及び排水路敷地を津市に寄付又は帰属すること。

カ 上記道路等の確保に際して必要な分筆登記経費は、買受人の負担とし、分筆登記後は道路管理者等に寄付又は帰属により所有権を移転すること。

キ 津市藤方西大田546番の用地内外には排水路機能を有する排水路敷、排水路機能は有しているものの公図上排水路敷が存在しない排水路が存在している。

これらの排水路機能が確保されるよう留意すること。

特に排水路敷地を有しない排水路については排水系路が確定しだい、津市に寄付又は帰属すること。

ク 当該地内に新設道路を整備し、土地利用を図る場合、既存道路の利用形態が変化することとなる場合、土地利用形態（開発形態）に応じて、

事業者の責において分筆登記し、道路用地は津市に所有権の寄付又は帰属すること。

ケ 競売地に隣接する道路条件（接道要件等）は現状のままとすること。

コ 競売地の土地利用に際し、都市計画法、建築基準法、その他関係法令を遵守し、道路後退、道路整備、排水施設整備が求められる場合においてもこれを優先すること。

サ 上記の事項に違反したときは、市は、売払物件を買戻しすることができます。この場合、利息を付さずに契約金額で買戻しするものとします。

なお、この金額には買受人が投下した一切の費用は、含みません。

(2) 契約の解除

ア 買受人が契約書の各条項に違反したとき、指定した期日までに売買代金等の支払いがなされないとき、又は契約に定められた義務を履行しないときは、市は契約を解除することができます。

イ 上記により契約が解除されたときは、買受人は、市の指示する期間内に自己の費用で土地を原状に回復して市に引き渡さなければなりません。

(3) 実地調査の協力

用途制限等の禁止条件の履行状況を確認するため、市の求めにより随時登記事項証明書等の提出や実地調査等に協力していただく場合があります。

(4) 違約金

上記(1)から(3)までの条件に違反した場合は違約金として、売買代金の20パーセントに相当する額を支払っていただきます。

9 契約

(1) 契約の締結

落札者は、落札内容をもって仮契約を締結し、その仮契約は津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）第3条の規定による津市議会の議決後直ちに本契約書としての効力が生ずるものとなります。

具体的な方法につきましては、追って御連絡させていただきます。

(2) 契約の確定

契約は、津市が落札者とともに市有財産売買仮契約書に記名押印し、議

会の議決を経たときに確定します。

(3) 契約保証金

ア 仮契約の締結後、入札保証金を契約保証金に充当します。入札保証金の全額を契約保証金（契約代金の10%とします。）とし、その差額につきましては、後日請求させていただきます。

イ 契約保証金は、売買代金と契約保証金との差額の支払いと同時に、売買代金に充当します。

ウ 契約者が売買代金を支払期日までに納入しないなどの理由により、契約を解除した場合は、契約保証金は津市に帰属します。

10 売買代金の支払期限

売買代金は、平成24年3月議会の議決以降、平成24年4月30日（月）までに支払わなければなりません。

11 所有権の移転等

(1) 売買代金の全額納付があったときに所有権が移転するものとし、移転完了後に土地を引き渡すものとしします。

(2) 売払物件は、現状のまま引き渡すものとし、契約締結後、瑕疵が発見された場合、市は一切の責任を負いません。

(3) 所有権の移転登記は、市が行いますが、所有権の移転登記に必要な登録免許税（印紙税）は、落札者の負担となります。

12 契約費用及び公租公課等

次に掲げる費用については、すべて買受人の負担となります。

(1) 契約書に貼付する収入印紙

(2) 所有権の移転登記に必要な登録免許税等

(3) 所有権移転後の公租公課

(4) その他契約に要する費用

(5) 物件引渡以後に必要な費用

13 その他

(1) 入札に参加しようとする方は、記載された事項について熟知しておいてください。

- (2) 建物を建築するに当たっては、建築基準法(昭和25年法律第201号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)等による指導がなされる場合がありますので、あらかじめ関係機関で確認してください。

□問い合わせ先

津市競艇事業部 競艇管理課 経営管理担当

電話番号 059-224-5105 (直通)

津市公告第 1 7 2 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 3 年 1 2 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 抑留日 平成 2 3 年 1 2 月 2 6 日

2 抑留期間 平成 2 4 年 1 月 6 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 半田	雑種	茶白	メス	中	9 1 日 以上	首輪あり

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市水道局告示第 2 1 号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

平成 2 3 年 1 2 月 2 6 日

津市水道事業管理者 渡 辺 三 郎

名 称	所 在 地	指定年月日
長谷川電器株式会社	津市城山一丁目 16 番 22 号	平成 2 3 年 1 2 月 1 3 日

津市消防本部訓令第 2 号

消防本部

津市消防表彰規程を次のように定める。

平成 2 3 年 1 2 月 2 8 日

津市消防長 山 口 精 彦

津市消防表彰規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、消防表彰（以下「表彰」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(表彰)

第 2 条 消防長又は消防署長は、津市消防職員（以下「職員」という。）で編成した部隊、職員以外の個人又は職員以外で構成した団体であって、消防上功労があると認められるもの（以下「被表彰者」という。）を表彰する。

(表彰の種類)

第 3 条 表彰は、次のとおりとする。

- (1) 業績表彰
- (2) 善行表彰
- (3) 部隊表彰
- (4) 消防協力者表彰
- (5) その他の表彰

(業績表彰)

第 4 条 消防長が行う業績表彰は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して表彰状を授与して行う。

- (1) 人命救助又は救急救護（以下「人命救助等」という。）に特に顕著な業績があつた職員
- (2) 水火災その他災害の予防、警戒、鎮圧等（以下「火災予防等」という。）に特に顕著な業績があつた職員
- (3) 消防事務又は消防業務に関する改善、能率増進、成績の向上又は士気の向上に特に顕著な業績があつた職員
- (4) 消防機械器具又は消防施設に関する有効な発明若しくは考案又は改善に特に顕著な業績があつた職員

- (5) 前各号に定める職員のほか、平素における勤務成績が優秀で職務に精励し、かつ、特に顕著な業績があった職員

2 消防署長が行う業績表彰は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して表彰状を授与して行う。

- (1) 人命救助等に顕著な業績があった職員
- (2) 火災予防等に顕著な業績があった職員
- (3) 消防事務又は消防業務に関する改善、能率増進、成績の向上又は士気の向上に顕著な業績があった職員
- (4) 消防機械器具又は消防施設に関する有効な発明若しくは考案又は改善に顕著な業績があった職員
- (5) 前各号に定める職員のほか、平素における勤務成績が優秀で職務に精励し、かつ、顕著な業績があった職員

(善行表彰)

第5条 消防長が行う善行表彰は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して表彰状を授与して行う。

- (1) 勤務時間外において人命救助等又は火災予防等に従事し、特に顕著な功労があった職員
- (2) その他特に顕著な善行があった職員

2 消防署長が行う善行表彰は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して表彰状を授与して行う。

- (1) 勤務時間外において人命救助等又は火災予防等に従事し、顕著な功労があった職員
- (2) その他顕著な善行があった職員

(部隊表彰)

第6条 消防長が行う部隊表彰は、次の各号のいずれかに該当する職員で編成した部隊に対して表彰状を授与して行う。

- (1) 人命救助等又は火災予防等の業績に際し、功労が特に顕著で他の模範となった部隊
- (2) 消防業務に関する競技会等において特に優れた成績を収めた部隊

2 消防署長が行う部隊表彰は、次の各号のいずれかに該当する職員で編成した部隊に対して表彰状を授与して行う。

- (1) 人命救助等又は火災予防等の業績に際し、功労が顕著で他の模範となった部隊

- (2) 消防業務に関する競技会等において優れた成績を収めた部隊
(消防協力者表彰)

第7条 消防長が行う消防協力者表彰は、職員以外の個人又は職員以外で構成した団体で次の各号のいずれかに該当するものに対して感謝状を授与して行う。

- (1) 人命救助等又は火災予防等に協力し、かつ、特に顕著な功労があったもの
- (2) 永年にわたり消防業務の推進改善に貢献があったもの
- (3) 永年にわたり消防行政の発展に貢献があったもの

2 消防署長が行う消防協力者表彰は、職員以外の個人又は職員以外で構成した団体で次の各号のいずれかに該当するものに対して感謝状を授与して行う。

- (1) 人命救助等又は火災予防等に協力し、かつ、顕著な功労があったもの
- (2) 消防業務の推進改善に貢献があったもの
- (3) 消防行政の発展に貢献があったもの

(その他の表彰)

第8条 消防長又は消防署長は、第4条から前条までの規定による表彰のほか、特に必要があると認められるものを表彰することができる。

(記念品)

第9条 表彰状及び感謝状には、記念品を添えることができる。

(表彰の上申)

第10条 担当参事並びに津市消防本部（以下「本部」という。）の課長、室長、担当副参事及び指令官並びに消防署の署長、副署長、担当副参事、指揮隊長、分署長及び分遣所長（以下「所属長」という。）は、第3条各号に規定する表彰に該当するものがあると認めるときは、表彰上申書（第1号様式）により消防長又は消防署長に上申するものとする。

(表彰審査委員会)

第11条 表彰の適正を図るため、津市消防表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、消防長又は消防署長の諮問に応じ、前条の規定により上申された表彰に該当するものについて審査し、その結果を消防長に報告する。

(構成)

第12条 委員会は、消防長表彰に係る委員会及び消防署長表彰に係る委員会とする。

- 2 消防長表彰に係る委員会及び消防署長表彰に係る委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。
- 3 消防長表彰に係る委員会の委員長には消防総務課及び予防課の事務を掌理する消防次長を、副委員長には消防課及び通信指令課の事務を掌理する消防次長を、消防署長表彰に係る委員会の委員長には第10条の規定により上申を受けた消防署長を、副委員長には当該消防署長の属する消防署の副署長をもって充てる。
- 4 消防長表彰に係る委員会の委員には本部の課長及び消防署長を、消防署長表彰に係る委員会の委員には、当該消防署長の属する消防署の分署長及び分遣所長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第13条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 委員会の会議（以下「会議」という）は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の審査は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見等)

第15条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者等を委員会に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員会の庶務)

第16条 消防長表彰に係る委員会の庶務は、消防本部消防総務課において処理する。

- 2 消防署長表彰に係る委員会の庶務は、各消防署において処理する。

(会議の省略)

第17条 委員長は、表彰事案の内容により、前条の会議を省略し、審査することができる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、回議により審査に付することができる。

(被表彰者の死亡等)

第 18 条 被表彰者が、表彰前に死亡し、又は退職したときは、その者の遺族又は職員であった者に対し表彰状又は感謝状を授与する。

（表彰を受けることができない者）

第 19 条 被表彰者が、次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を行わない。

- (1) 刑事事件に関して起訴されたとき。
- (2) 降任、降給又は免職の処分を受けたとき。
- (3) 懲戒処分を受けたとき。
- (4) その他表彰することが不相当と認められるとき。

（表彰の報告）

第 20 条 消防署長は、表彰を行ったときは、速やかにその概要を記載した表彰実施結果報告書（第 2 号様式）により消防長に報告しなければならない。

（記録）

第 21 条 消防総務課長は、表彰記録簿（第 3 号様式）を備え付け、表彰が行われたときは、表彰の種類ごとに記録しなければならない。

（委任）

第 22 条 この訓令に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 津市消防本部の表彰に関する訓令（平成 18 年津市消防本部訓令第 4 号）は、廃止する。

第 1 号様式（第 1 0 条関係）

表 彰 上 申 書

年 月 日

（宛先）消防長（（名称）消防署長）

所属長（氏 名） ⑩

表 彰 の 種 類			
被 上 申 者 （職員） 所 属 、 階 級 、 氏 名 及 び 年 齢 （部署又は団体） 部 署 又 は 団 体 名 及 び 代 表 者 （職員以外の者） 住 所 、 職 業 、 氏 名 及 び 年 齢			
平 素 の 勤 務 状 況 （職員の場合に記載）			
上 申 事 由			
参 考 事 項			
処理結果	表 彰 可 却 下	表彰記録 登 載	人事記録カード 整 理
		年 月 日	年 月 日

第 2 号様式（第 2 0 条関係）

年 月 日

（宛先）消防長

消防署長 （氏 名） 印

表彰実施結果報告書

消防署長表彰を行ったので、津市消防表彰規程第 2 0 条の規定により次のとおり報告します。

表 彰 の 種 類	
（職員） 所 属 、 階 級 、 氏 名 及 び 年 齢 （部署又は団体） 部 署 又 は 団 体 名 及 び 代 表 者 （職員以外の者） 住 所 、 職 業 、 氏 名 及 び 年 齢	
表 彰 年 月 日	年 月 日
表 彰 の 内 容	
備 考	

第3号様式（第21条関係）

表 彰 記 録 簿 (消防長・消防署長)

[illegible]

津市監査委員告示第 1 1 号

平成 2 3 年 1 1 月 7 日付けで提出された「津市職員措置請求書」について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 2 条第 4 項の規定に基づく監査の結果を、同年 1 2 月 2 2 日付けで下記のとおり請求人に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

平成 2 3 年 1 2 月 2 8 日

津市監査委員	渡	邊	昇
津市監査委員	駒	田	修 一
津市監査委員	山	崎	正 行
津市監査委員	田	矢	修 介

記

第 1 請求の受理

1 受理年月日

津市職員措置請求書は、平成 2 3 年 1 1 月 7 日に受理した。

2 請求人

住所 津市

氏名 田 中 守

3 請求の概要

津市職員措置請求書、事実を証する書面及び平成 2 3 年 1 1 月 1 5 日に提出された書面の内容から、本件監査請求の概要は、次のとおりである。

なお、平成 2 3 年 1 1 月 1 6 日に請求人陳述の機会を設けたが、請求人は欠席した。

（1）主張の要旨

平成 2 2 年 1 2 月 2 4 日付け津市指令高第 1 2 2 6 号「平成 2 1 年度津市敬老事業補助金の返還に係る分割納付の許可について（通知）」に基づき、同日に一身田地区社会福祉協議会（以下「一身田地区社協」という。）から 1 7 9, 3 6 2 円が返還されている。

当該返還金については、一身田地区社協の平成 2 2 年度津市敬老事業

実績報告書（以下「本件実績報告書」という。）によれば、支出の部に記載がない一方、一身田地区社協の平成２２年度収支決算報告によれば、市への返還金１７９，３６２円に８５４，９６５円を加えた１，０３４，３２７円が支出されているが、返還金に係る財源に合致する科目はない。

平成２２年１２月２４日に返還された１７９，３６２円は、市から返還を求められた補助金の一部であるから、翌年度に交付された補助金の中から支出されることは許されず、また、市等から交付された他の補助金（社会福祉法人津市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の補助金処理を含む。）からの流用も許されない。

ところが、一身田地区社協の平成２２年度収支決算報告の収入の部の財源（科目）を見ると、返還金に充当できる科目はない。

仮に繰越金、参加者収入、雑収入を充当したとしても返還金額に不足が生じるため、市、市社協、共同募金分配金から支出されているものとししか解釈できない。

なお、繰越金は過去の市からの補助金が含まれるものであり、参加者収入はそれぞれの目的で参加者から徴収したものであって、雑収入は預金利息などであることから、いずれも返還金に充当できる性格のものと見るには無理が生じる。

さらに、平成２２年度津市敬老事業補助金について、一身田地区社協は、概算払により１，７８４，０００円を受領しているが、市の補助金等で成り立っている市社協の傘下にある一身田地区社協の平成２２年度収支決算報告に返還金として８５４，９６５円が計上されていることは、目的外使用であるとともに、同金額の二重計上となる。

（２）求める措置の内容

平成２２年度に一身田地区社協に交付した補助金等の公金から不正に支出した金額を算定し、市が被った損害を補填するための必要な措置を講ずべきことを請求する。

第２ 監査の実施

１ 監査の対象事項

本件監査請求の監査の対象事項について、本件監査請求は、適法な監査請求であるのか否か、適法な監査請求であると認めたときは、平成２２年

度に一身田地区社協に交付した補助金等の公金から不正に返還金を支出した事実があるのか否か、とした。

2 監査の手続

本件監査請求の監査の手続について、監査対象部局を健康福祉部高齢福祉課とし、関係文書の提出を求めるとともに、必要に応じて、同部福祉政策課に関係文書の提出を求めた。

また、法第199条第8項の規定に基づき、一身田地区社協の関係者に証憑書類の提出等を求めた。

第3 監査の結果

1 確認した事実の概要

本件監査請求について、確認した事実の概要は、次のとおりである。

(1) 一身田地区社協からの返還（納入）金について

まず、平成22年12月24日に一身田地区社協から179,362円の納入があったことについて、当該納入金は、平成21年度津市敬老事業補助金に係る財務会計行為を対象とした監査請求の監査結果(勧告)に基づき、市長が一身田地区社協に返還を求めた579,362円の一部であって、分割納付の許可に従い、納入されたものである。

次に、平成23年4月28日に一身田地区社協から854,965円の納入があったことについて、その経緯は次のとおりである。

健康福祉部の部次長は、平成22年7月21日付けで一身田地区社協に平成22年度津市敬老事業補助金1,784,000円を交付決定することを決裁し、高齢福祉課長は同月26日付けで支出令令書(概算払)を決裁、当該交付決定額は、同年8月5日に一身田地区社協に支払われた。

一身田地区社協の会長は、平成23年3月25日付けで事業規模の縮小などを理由とする平成22年度津市敬老事業計画変更承認申請書を提出し、部次長は、同日付けで交付決定額1,784,000円を929,035円に変更することを決裁した。

一身田地区社協の会長は、平成23年3月31日付けで本件実績報告書を提出し、部次長は、同日付けで変更後の交付決定額をもって交付確

定することを決裁し、概算払額が当該交付決定（確定）額を超過する額 854,965 円について、一身田地区社協は、同年 4 月 28 日に市に納入（戻入）した。

本件実績報告書の内容（要旨について下表参照）については、収支決算書の支出の部に計上された市費充当額の総額は 929,035 円で、交付確定額と同額であり、支出項目ごとの経費の内容について、一身田地区社協の証憑書類を調査したところ、いずれも一身田地区社協が敬老事業として実施したとする「敬老のつどい」、「健康料理講習会」、「元気づくり風揚げ大会」に係る経費として支出されたものであることが認められるものであって、支出項目ごとの市費充当額は、それぞれの証憑書類の金額の合計額と一致し、又はその範囲内であった。

【本件実績報告書の要旨】

（単位：円）

事業成果及び収支決算書					
事業成果	1	敬老のつどいの開催（開催日：平成 22 年 9 月 19 日 参加者：400 名（うち 70 歳以上の者 350 名））			
	2	健康料理講習会の開催（開催時期：平成 22 年 6 月～平成 23 年 2 月（5 回） 参加者：143 名（うち 70 歳以上の者 118 名））			
	3	元気づくり風揚げ大会の開催（開催日：平成 23 年 2 月 12 日 参加者：450 名（うち 70 歳以上の者 70 名））			
収 入 の 部			支 出 の 部		
項 目	金 額		項 目	金 額	市費充当額
市 補 助 金	929,035		記念品代	332,800	332,800
一身田地区社協負担金	86,706		会場借上料	59,285	59,285
料理教室参加負担金	71,500		会場設営費	29,000	29,000
反省会参加負担金	14,000		会場設営準備費	49,000	42,000
			出演者謝礼	106,491	106,491
			パンフレット印刷代	37,090	37,090
			事務費	7,235	7,235
			雑費	5,937	5,937
			健康料理教室	193,166	121,666
			元気づくり風揚げ大会	194,749	187,531
			食糧費	86,488	0
合 計	1,101,241		合 計	1,101,241	929,035

(2) 平成22年度の補助金等について

一身田地区社協の平成22年度収支決算報告の収入の部に計上された「助成金」(総額3,614,000円)について、高齢福祉課、福祉政策課の関係文書及び一身田地区社協の証憑書類を調査したところ、市が交付したものについては、平成22年度津市敬老事業補助金の概算払分(1,784,000円)(前記(1)参照)及び平成22年度民生委員候補者推薦事務委託料(8,000円)であること、その余の1,822,000円(共同募金配分金を含む。)については、すべて市社協が交付したものであることが認められた。

このうち、平成22年度民生委員候補者推薦事務委託料については、民生委員の一斉改選に伴い、健康福祉部福祉政策課長は、平成22年5月24日に民生委員推薦準備会に関する説明会を開催し、当該説明会において、一身田地区民生委員推薦準備会に民生委員候補者推薦事務に係る業務を委託した。同準備会の委員長は、同年7月26日付けで当該委託料の請求書(当該請求書は「委任状」を兼ねる様式で、当該委託料の受領について、一身田地区社協の会長に委任したとしている。)を提出し、福祉政策課長は、同日付けで支出命令書(前金払)を決裁、当該委託料は、同年8月6日に一身田地区社協に支払われた。

2 結論

監査の結果、本件監査請求について、次のとおり判断した。

(1) 本件監査請求の適法性に係る判断

本件監査請求のうち、市社協の補助金(共同募金配分金を含む。以下同じ。)処理を対象とした監査請求並びに市の平成22年度津市敬老事業補助金(以下「本件補助金」という。)の交付決定、支出命令(概算払)及び支払に係る財務会計行為並びに民生委員候補者推薦事務業務委託契約の締結、支出命令(前金払)及び支払に係る財務会計行為を対象とした監査請求については、不適法な監査請求であると判断したので、監査の対象とすることはできない。

本件監査請求のうち、本件補助金に係る事業計画変更承認及び交付確定に係る財務会計行為を対象とした監査請求については、適法な監査請求であると判断したので、監査の対象とした。

(2) 適法な監査請求に係る判断

本件補助金に係る事業計画変更承認及び交付確定に係る財務会計行為を対象とした監査請求について、請求人の主張は、認めることはできないものと判断した。

3 結論に至った理由

(1) 不適法な監査請求について

ア 市社協の補助金処理を対象とした監査請求について

法第242条第1項の規定に基づく監査請求は、地方公共団体の長その他の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計行為又は公金の賦課等を怠る事実によって、当該地方公共団体が被った財産上の損害を是正し、又は損害を被ることを防止するため、当該地方公共団体の住民に監査請求する権能を与え、もって地方財務行政の適正な運営を確保することを目的としたものであるが、市社協については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項の規定に基づく団体（同法第22条に定める社会福祉法人）であって、市とは別の法人格を有するものである。このことから、市長又は市の職員による市社協への補助金等に係る財務会計行為については、監査請求の対象になり得るが、市社協の役職員（津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成18年津市条例第37号）第2条第1項の規定に基づき派遣された市職員を含む。）が市社協の事業として行う補助金処理については、社会福祉法に法第242条第1項の準用規定が存在しない以上、監査請求の対象にはなり得ないものである。

以上のことから、市社協の補助金処理を対象とした監査請求については、不適法な監査請求であると判断した。

イ 本件補助金の交付決定、支出命令（概算払）及び支払に係る財務会計行為並びに民生委員候補者推薦事務業務委託契約の締結、支出命令（前金払）及び支払に係る財務会計行為を対象とした監査請求について

財務会計行為を対象とする監査請求は、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない」

（法第242条第2項本文）とする監査請求の期間制限を定めており、監査請求が適法であるためには、同項ただし書が定める「正当な理由」があるときを除き、監査請求期間内に行われたものであることが必要である。

そして、「当該行為」とは、公金の支出は広義の意味において、支出負担行為（支出の原因となる契約の締結等）、支出命令及び支払といった３つの財務会計行為の一連の手続ではあるものの、支出負担行為及び支出命令は、普通地方公共団体の長の権限に属する一方、支払については、会計管理者の権限に属し、その適用される財務会計法規の内容も同一ではないため、それぞれに独立した財務会計行為をいうものと解すべきであり、監査請求期間は、それぞれ「当該行為」のあった日から各別に計算すべきものと解するのが相当である。

これを本件監査請求について見ると、本件補助金の交付決定のあった日は平成２２年７月２１日、支出命令（概算払）のあった日は同月２６日、支払のあった日は同年８月５日であり、また、民生委員候補者推薦事務業務委託契約の締結があった日は同年５月２４日、支出命令（前金払）のあった日は同年７月２６日、支払のあった日は同年８月６日であり、平成２３年１月７日になされた本件監査請求は、これらの財務会計行為のあった日からいずれも１年を経過した後、なされたものであることが認められる。

そして、「正当な理由」については、請求人は何ら主張していないが、「正当な理由」が認められるのは、当該行為が秘密裡になされ、１年を経過して初めて明らかになった場合などが前提要件であり、これらの財務会計行為は、財務関係法規の定めるところにより公然と行われたもので、その過程において秘密裡に行われたという事実は認められないことから、「正当な理由」がないことは明らかというべきである。

以上のことから、本件補助金の交付決定、支出命令（概算払）及び支払に係る財務会計行為並びに民生委員候補者推薦事務業務委託契約の締結、支出命令（前金払）及び支払に係る財務会計行為を対象とした監査請求は、監査請求期間を経過してなされたものとして、不適法な監査請求であると判断した。

（２）適法な監査請求について

請求人は、平成２２年１２月２４日に納入された平成２１年度津市敬老事業補助金に係る返還金（１７９，３６２円）について、翌年度に交付された補助金の中から支出されることは許されないと主張しているが、確認した事実の概要で示したとおり、翌年度に支出されたのは本件補助

金のみであることが認められ、本件実績報告書の収支決算書の支出の部に計上された市費充当額の総額 929,035 円は、交付確定額と同額であり、当該市費充当経費は、いずれも一身田地区社協が敬老事業として実施したとする各事業に係る経費であることが認められるのであって、当該返還金の財源として使用した事実は認められない。

また、請求人は、繰越金は過去の市からの補助金が含まれるものであり、雑収入は預金利息などであることから、いずれも返還金に充当できる性格のものと見るには無理が生じると主張しているが、一身田地区社協は、その会則の定め、総会の決議等により、各種の事業活動を自主的に行う団体であり、平成 22 年度収支決算報告の収入の部に計上された繰越金は、前年度の事業活動の結果として発生した剰余金であって、一身田地区社協が必要に応じて処分し得る性格を有するものである。雑収入の預金利息については、本件補助金は概算払により、一身田地区社協の会長名義の預金口座に入金されているが、本件補助金の交付決定及びその条件に本件補助金に係る預金利息の取扱いに関する特段の定めはなく、また、当該預金口座には、一身田地区社協の事業活動に伴う様々な入金及び出金があり、一身田地区社協の資産である預金債権に係る利息収入は、一身田地区社協が必要に応じて処分し得る性格を有するものである。これらのことから、請求人の主張は独自の見解であって、これを採用することはできない。

次に、請求人は、平成 23 年 4 月 28 日に納入された返還金(854,965 円)について、市社協と一身田地区社協の関係の観点から、一身田地区社協の平成 22 年度収支決算報告に返還金として計上されていることは「目的外使用であるとともに、同金額の二重計上となる」と主張している。当該主張は、住民監査請求制度の趣旨に照らし、その論旨は明らかではないが、当該返還金は、本件補助金に係る事業計画変更承認及び交付確定の手續の結果、市に納入されたものであり、これらの手續に違法又は不当と評価し得る事実は認められないことから、本件補助金を不正に使用したということとはできない。

以上のことから、本件補助金に係る事業計画変更承認及び交付確定に係る財務会計行為を対象とした監査請求について、請求人の主張は、認めることはできないものと判断した。

以上